

○「研修」のみで1年以内で帰国する場合の取扱い

・「研修」の位置づけ

「研修」+「技能実習」についての整理以外に、技能実習には移行せず「研修」のみで1年以内に、帰国する場合についての取扱いが課題として残る。「研修」のみで1年以内に帰国する場合にも、ほとんどの場合「実務研修」が行われており、「実務研修中の研修生の法的保護を図る」べき必要性に変わりはない。

「研修」の位置づけについて

現行		見直し案
「研修」 (1年以内) のみ	「座学研修」 のみ	検討が必要
	「実務研修」 を伴うもの	
「研修」+「技能実習」 (最長3年)		新「技能実習」に統合